

3 市民と市役所との協働関係をどのようにつくっていくか

市役所が、市民それぞれの要望すべてに応えていくには限界があります。その反面、市民活動団体のいろいろな考え方や手法による活動は、市民を巻き込みながら要望を解決するとともに、市民そのものの活動に広げていくものとなっています。

最近、地方分権という言葉が使われています。この言葉の趣旨は、「身近なまちづくりは、そこに住む人々で考え、実行していくことが最も適した方法である」というものです。

このような地方分権を進めようとする社会では、身近なまちづくりの原動力となるコミュニティの役割をもう一度よく考える必要があります。そして、事業や権限を国から県や市役所に移すだけでなく、まちづくりの企画の段階から市民が参加しやすい状況をつくり、責任ある協働関係のもとで実践していく、ということが大切です。

地域からわき出る課題に対しては、市民と市役所が一緒に解決していくためにいろいろな形の協働事業を積極的に進めていくことが重要となっています。

(1) 協働事業を行うためのルールをつくる

市役所と市民活動団体や市民が協働事業を実行することで、お互いに相手のことを理解できるようになります。しかし、“協働する”ということを経済的・政治的・法的な目的とし、何でも協働しようというのは間違いです。

協働事業を実行していくためには、お互いの関係づくりや意見交換の場をつくり、「協働することがふさわしいと考えられる事業の洗い出し」「協働と呼べる事業のあり方」などを市民活動団体や市民と一緒に考え、その上で「協働事業を実行しやすい環境やルールづくり」を整えていく必要があります。

(2) 協働関係をつくりやすくするための情報共有を推進

これまで、市役所が何かの事業を行おうとして考えはじめる段階では、市民活動団体や市民はその情報をほとんど手に入れられませんでした。しかし、市民と協働して事業を進めていくためには、企画の段階から情報を提供していくことが大事です。

また、市民活動団体や市民が始めた活動に市役所が参加していくことも考えられます。その場合でも、市役所が早い段階から市民活動団体等の企画や活動の内容を知っていると協働した取り組みがしやすくなります。

市役所は、市民活動団体や市民と協働して行うことができる事業についての情報を、企画した最初の段階から公開していくとともに、団体情報や活動情報を常に共有し

ていく方法を考えていきます。

(3) 協働して事業を進めるためのニーズを把握

市民が、より良い暮らしをするために、市役所は市民活動団体や市民から「どのような問題点を持っているか、自主的にどのような活動で課題を解決していこうとしているのか」などをできるだけ聞いておく必要があります。そして課題を解決するために、市役所を含め他の団体や企業など、「どの団体と連携・協働したら、より効果があるのか」というようなことも話し合っていくことが大切です。

そのため、これまで以上に市民活動団体や市民との意見交換などの機会をつくり、ニーズの把握をしていくように努めます。

(4) 協働事業を主体的に進める市民活動団体の自立化を支援

市役所や企業などとの協働事業の相手は、市民活動団体が多いと考えられます。豊橋の市民活動団体は、比較的規模の小さな団体が多く、そのため協働事業において、専門的な能力や先進的な取り組みを発揮できないことがあります。

これからは、協働事業の取り組みを広げその効果を大きくするため、市民活動団体の自立を促し、事業を行っていく能力を高めていくとともに、市民活動団体間においても協働が活発に行われるように支援していきます。



(5) 協働事業を進めるための取り組み

市役所と市民活動団体等が協働して事業を行うには、補助金を支出して事業を行う方式や、事業そのものを委託する方式など、その形は幾つかあります。

市役所が進めようとしている事業で、市民活動団体等が実行できる事業は、「協働することが適切であるか」、「市民活動団体等が行ったほうが効果があがるか」などを考えた上で、市民活動団体等に委託していくことが望まれます。事業を委託することで、市民活動団体等の能力も高まり、一層の発展をしていくものと考えられます。

また、コミュニティの課題を解決していくような事業を市民活動団体等が行えば、コミュニティ内外の市民を啓発していく効果もあります。比較的規模の小さな市民活動団体が多い豊橋では、このような委託等による事業の積み重ねが、市民活動団体による独自の事業をつくり出すキッカケにもなると考えられます。

こうした意識を持って、委託による協働を推進できるように市役所の中で検討し、事業を生み出していけるように努めます。

(6) 委託事業などが進められやすい環境づくり

市民活動団体は、資金的には基盤が弱いことがアンケート等でわかります。市民活動団体が協働事業をしやすいように、委託事業や補助事業などで、これまでほとんど行われていなかった「*1前金払い制度」や「*2概算払い制度」などが、一般的なこととして活用されるように研究していきます。

(7) 市民からの支援としての寄付を有効にする基金設置

市民が、市民活動に直接参加できない場合でも、寄付することによって参加するという方法があります。このように、社会に参加していこうとする形は一つの方法だけでなく、選択ができるようにすることが必要です。

寄付を受け入れ、市民活動を支援していく方法として「基金」を活用する都市も多くあります。そこで、市役所では、国の制度や先進都市などを参考に、市民活動を支援する「基金」について研究を進めていきます。



※1 前金払い制度

事業者が、前金で経費を支払わなければ事業を行うことが困難なときなど、地方自治法施行令第163条に規定する経費に基づいて委託費などを前金で支払う制度です。

※2 概算払い制度

事業を行う経費の額の確定を待っている、事業の実施に支障が出るもの、あるいは事業者の事情から事前に支払う必要のあるものについて、地方自治法施行令第162条に規定する経費について支払いを行い、経費の金額が決定次第、精算する制度です。